

# 富山県家畜衛生事務手数料徴収要領

## 第1 趣旨

この要領は、「富山県手数料条例」（平成12年富山県条例第10号。以下「条例」という。）別表第1の309の項及び「富山県手数料条例施行規則」（平成12年富山県規則第5号。以下「施行規則」）別表第127の2及び28の項に規定する手数料の徴収に関して必要な事項を定めるものとする。

## 第2 申請書の様式

- 1 条例別表第1の309の項の家畜受精卵移植等技術の申請は、別記様式第1号によるものとする。
- 2 条例別表第1の309の項の家畜衛生検査の申請は、別記様式第2号によるものとする。
- 3 条例別表第1の309の項の病性鑑定家畜処理の申請は、別記様式第3号によるものとする。

## 第3 申請書の提出

家畜保健衛生所に条例別表第1の309の項の事務の提供を受けようとする者は、第2に定める申請書に条例別表第1の309の項、規則別表第1の27の2又は28の項に定める額の富山県収入証紙を貼付し、提出するものとする。

## 第4 減免又は徴収延期の申請

条例第7条の規定により、手数料の減免又は徴収延期を受けようとする者は、別記様式第4号を申請するものとする。

## 附則

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要領の一部を改正し、平成31年4月1日から施行する。
- 3 この要領の一部を改正し、令和元年10月1日から施行する。
- 4 この要領の一部を改正し、令和3年4月1日から施行する。

別記様式1)

## 家畜受精卵移植技術等申請書

年 月 日

富山県知事 殿

申請者 住所

氏名

下記の家畜受精卵移植等技術を受けたいので申請します。

記

- 1 技術の詳細 同期化処理・過剰排卵処理・採卵・凍結処理・受精卵移植
- 2 受ける家畜の明細
- 3 手数料の内訳

明 細	単 価	頭 数・個	金 額
同期化処理技術手数料	6,800 円	頭	円
過剰排卵処理技術手数料	15,700 円	頭	円
採卵技術手数料	24,300 円	頭	円
凍結処理技術手数料	900 円	個	円
受精卵移植技術手数料	10,000 円	頭	円

(収入証紙貼付欄)

(備 考) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式2)

## 家畜衛生検査申請書

年 月 日

富山県知事 殿

申請者 住所

氏名

下記のとおり、検査（文書交付）を受けたいので申請します。

記

- 1 検査項目
- 2 検査材料  
(採材年月日)
- 3 手数料の内訳

明 細		単価	数量	金額	備考
検査 手数料	簡易な血液検査	280円	検体	円	
	複雑な血液検査	700円	検体	円	
	生化学検査	190円	検体・計 項目	円	
	微生物検査	1,040円	検体	円	
	免疫血清検査	660円	検体	円	
	抗生物質残留検査	830円	検体	円	
文書交付 手数料	検査証明書	450円	通	円	
	検査成績書	710円	通	円	
合 計				円	

収入証紙貼付欄

(備 考) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式3)

## 病性鑑定家畜処理申請書

年 月 日

富山県知事 殿

申請者 住所

氏名

下記のとおり、病性鑑定家畜処理を受けたいので申請します。

記

家畜の明細 家畜の種類：乳用牛・肉用牛  
耳標番号：  
生年月日：  
死亡年月日： ( 月齢)

手数料明細	単価	頭数	金額
病性鑑定家畜処理手数料 (月齢が12月以上の牛の死体(家畜伝染病 予防法施行規則(昭和26年農林省令第35 号)第9条第2項第5号に掲げる伝達性海綿 状脳症に係る検査の対象となるものを除 く。)に係るものに限る)	32,900円	頭	円
合計			円

(収入証紙貼付欄)

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式4)

## 家畜衛生事務手数料減免(徴収延期)申請書

年 月 日

富山県知事 殿

申請者 住所

氏名

富山県手数料条例第7条に基づき、家畜衛生検査事務手数料の減免(徴収延期)を申請します。

1 申請する手数料の区分

2 申請の理由

3 添付書類

(罹災証明書等の減免又徴収延期を必要とする理由があることを証明する書類)

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。